

【暫定稿その3】

第3章 市民参加のまちづくり

市民の権利【暫定稿】

第8条 市民は、市及び議会が保有する市政（まちづくり）に関する情報について、知る権利を有しています。  
2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。  
3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性が尊重されるものとします。

【解説】

（第1項）

- 計画立案段階からの市民参加を進めるためには、市民が市政（まちづくり）に関する情報について知ることが重要となります。ここでは、参加の大前提として、市民の知る権利を規定しています。
- 市民は、公共の福祉に反しない範囲で、市や議会の保有する市政（まちづくり）についての情報を、知ることができます。

（第2項）

- 従来のまちづくりは、行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、市民にはまちづくりに参加する権利があることを規定しています。

（第3項）

- 市民がまちづくりに関するさまざまな活動を行う際には、市民の自主性・自立性が尊重されることを規定しています。

市民の役割【暫定稿】

第9条 市民は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。  
2 市民は、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

【解説】

(第1項)

- 市民はまちづくりの主体であり、市民の「まちづくりに参加する権利」に伴って生ずる役割（責任）を規定しています。
- まちづくりに参加する市民は、地域にとって大切な人材であり、積極的にまちづくりに参加していくことは、これからのまちづくりにとって大切なことであることから、「積極的に参加するよう努める」という表現を用いています。その一方で、参加を強制されることはあってはならず、参加しなかったからといって不利益を被ることはありません。

(第2項)

- まちづくりに参加するに当たり、市民が自らの発言と行動に責任を持つことを規定しています。

参加の機会の保障【たたき台】

第10条 市及び議会は、市民の市政（まちづくり）への参加を保障するため、市民が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供するものとします。

2 市は、市民の意見や提言に対して、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政に反映するよう努めるとともに、検討結果及びその理由を公表するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

- 市民参加のまちづくりを進めていく上で、市民が責任を伴いながら参加する権利を行使する際の環境整備として、市政（まちづくり）に参加する機会を市及び議会が保障することを規定しています。

(第2項)

- 市民から提出された意見や提言に対して、市が市民とのやり取りを重ね、多角的・総合的に検討した上で、市政の運営に反映するよう努めるとともに、理由を付して、その検討結果を公表するよう努めることを規定しています。
- 市民から提出された意見や提言の中には、まちづくりに大変有用なものが含まれており、公表されることで情報が広く共有される半面、個人的な要望であるなど、公表にそぐわないもの、提出者自身が公表されることを望んでいないものもあります。個人情報保護（第6条）に配慮しながら、一定の時期を定めて、市民からの意見、提言等を公表するなど、情報の共有に努める必要があります。

### 提案制度【たたき台】

第〇〇条 市は、市民が持っているまちづくりに有効な情報や技術を生かすため、提案制度を設けるものとします。

#### 【解説】

- 市民が、自分たちの住むまちの問題や課題を解決するため、その情報や技術を生かして、市に提案することができることを規定しています。

### 男女共同参画によるまちづくり【たたき台】

第 11 条 市民、市及び議会は、男女共同参画社会の実現を目指して、男女が互いを理解し、協力し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めるものとします。

#### 【解説】

- 市民参加のまちづくりを進めていく上で、特に男女がお互いを尊重し、共同で参加する必要があること及びそのための環境整備について規定しています。
- 男女共同参画社会づくりは、わが国の 21 世紀の最重要課題の一つとされており、行政だけでも市民だけでも進めることができません。

### 子どもの参加の機会の保障【たたき台】

第 12 条 市民、市及び議会は、子どもたちから自らのまちに愛着と誇りを持つことができるよう、子どもがまちづくりに参加する環境づくりに努めるものとします。

#### 【解説】

- 子どもがまちづくりに参加する機会の保障について規定しています。
- 子どもは、将来のまちづくりを担う大切な存在です。子どもに関する施策を考えるときに、当事者である子どもたちの意見を求めるなど、積極的にまちのことについて考えてもらう機会を設ける必要があります。

項目	H26.6.27 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
市民の権利	<p>第8条 <u>市民は、市及び議会が保有する市政（まちづくり）に関する情報について、知る権利を有しています。</u></p> <p>2 <u>市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。</u></p> <p>3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性が尊重されるものとします。</p>	<p>第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。</p> <p>2 市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。</p> <p>3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性を尊重するものとします。</p>
市民の役割	<p>第9条 市民は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。</p> <p>2 市民は、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>	<p>第9条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。<u>また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。</u></p> <p>2 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。</p>
参加の機会の保障	<p>第10条 市及び議会は、<u>市民の市政（まちづくり）への参加を保障するため、市民が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供するもの</u>とします。</p> <p>2 市は、市民の意見や提言<u>に対して</u>、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政に反映するよう努めるとともに、<u>検討結果及びその理由を公表するよう努めるもの</u>とします。</p>	<p>第10条 市は、<u>まちづくりの計画・実施・評価の各段階において</u>、市民が<u>提言や意見</u>を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。</p> <p>2 市は、市民の意見や提言<u>を求め</u>、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。</p>

項目	H26.6.27 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
提案制度	<u>第〇〇条 市は、市民が持っているまちづくりに有効な情報や技術を生かすため、提案制度を設けるものとします。</u>	
男女共同参画によるまちづくり	<u>第 11 条 市民、市及び議会は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女がお互いを尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できる環境づくりに努めるものとします。</u>	第 11 条 市民自治によるまちづくりへの参加は、男女がお互いを尊重し、共同で参加するものとします。
子どもの参加の機会の保障	<u>第 12 条 市民、市及び議会は、子どもたちから自らのまちに愛着と誇りを持つことができるよう、子どもがまちづくりに参加する環境づくりに努めるものとします。</u>	第 12 条 市民及び市は、子どもたちから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもがまちづくりに参加しやすい機会を設けるよう努めなければなりません。
意見等の公募	(第 10 条に統合)	第 13 条 市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重します。 2 市長は、意見公募等の仕組みを充実し、公募の結果を市民に分かりやすく公表します。